

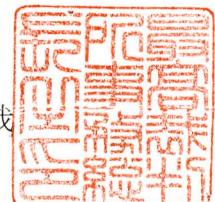
最高裁秘書第2324号

令和4年7月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真哉



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、大阪地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

弁護人が裁判所で刑事記録を謄写する際、インターネットに直接接続可能なスマートフォン・タブレット等の撮影機能を使用しての撮影を遠慮してもらうことになっていることが分かる大阪地裁の文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年12月24日付け（同月27日受付）

2 答申番号

令和4年度（情）答申第12号

担当課 秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240